

第 12 回

鹿児島地区合併協議会

日 時 平成 16 年 1 月 30 日(金) 午後 3 時

場 所 かがしま市民福祉プラザ
5 階大会議室

目 次

〔議 案〕

- 第 6 0 号議案 鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いに
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 第 6 1 号議案 鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いに
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

第60号議案

鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて

鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案については、喜入町に係る部分を削除し、新たに別紙のとおりとする。

平成16年1月30日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

| 議案名等 | | 議案本文 |
|------|-------------------------|--|
| (1) | 合併の方式について | 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町を廃し、その区域を鹿児島市に編入するものとする。 |
| (2) | 合併後の市の名称について | 合併後の市の名称は、鹿児島市とする。 |
| (3) | 合併後の市の事務所の位置について | 合併後の市の事務所の位置は、鹿児島市山下町11番1号とする。 |
| (4) | 合併の期日について | 合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。 |
| (5) | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて | 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項の規定を適用し、鹿児島市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される吉田町、桜島町、松元町及び郡山町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け増員選挙を行うものとする。 |
| (6) | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて | 1 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の農業委員会は、鹿児島市の農業委員会に統合するものとする。 2 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、各町においてそれぞれ互選された5人の委員が鹿児島市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き鹿児島市の農業委員会の委員として在任するものとする。 |
| (7) | 一般職の職員の取扱いについて | 1 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の一般職の職員は、すべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市4町の長が別に協議するものとする。 |
| (8) | 事務組織及び機構の取扱いについて | 1 4町の役場は、支所とする。 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。 |
| (9) | 条例、規則等の取扱いについて | 鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。 |
| (10) | 町名・字名の取扱いについて | 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町(牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで)の区域及び名称は、現行どおりとする。 2 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。 |

(別紙)

| 議案名等 | 議案本文 |
|-----------------------|--|
| (11) 慣行の取扱いについて | 1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。 7 都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。2町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。 |
| (12) 財産及び公の施設の取扱いについて | 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。 |
| (13) 公共的団体等の取扱いについて | 公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。 |
| (14) 地方税の取扱いについて | 地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。 なお、新たに課税される吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。 |
| (15) 国民健康保険事業の取扱いについて | 国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。 |
| (16) ごみ処理事業の取扱いについて | ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に再編するものとする。 |
| (17) し尿処理事業の取扱いについて | 1 し尿等の収集形態については、現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。 2 し尿等の処理体制については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (18) 環境衛生事業の取扱いについて | 環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、無縁墓地清掃委託事業及び火葬経費補助事業については、合併時に廃止するものとする。 |

(別紙)

| 議 案 名 等 | 議 案 本 文 |
|----------------------|---|
| (19) 上・下水道事業の取扱いについて | 1 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 3 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 4 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。 |
| (20) 都市計画の取扱いについて | 都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。 都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (21) 建設関係事業の取扱いについて | 1 建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行どおりとする。 2 4町の公園、町営住宅、町道、港湾及び砂防関連施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。 |
| (22) 消防関係事業の取扱いについて | 1 消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 松元町と郡山町の区域には、合併後に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。 3 防火水槽等建設補助金事業及び消防協力会事業は、合併時に廃止するものとする。 |
| (23) 一部事務組合等の取扱いについて | 吉田町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該一部事務組合等の業務のうち3町に係る共同処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。 |
| (24) 地域福祉事業の取扱いについて | 1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。 |
| (25) 介護保険事業の取扱いについて | 介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |

(別紙)

| 議 案 名 等 | 議 案 本 文 |
|----------------------|--|
| (26) 児童福祉事業の取扱いについて | <ol style="list-style-type: none">1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。3 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。4 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。 |
| (27) 高齢者福祉事業の取扱いについて | <ol style="list-style-type: none">1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は合併が行われた日の属する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。3 高齢者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。4 優待入浴券交付事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。 |
| (28) 障害者福祉事業の取扱いについて | <ol style="list-style-type: none">1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。 |
| (29) 生活保護事業等の取扱いについて | 生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (30) 健康づくり事業の取扱いについて | 健康づくり事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (31) 保健衛生事業の取扱いについて | 保健衛生事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |

(別紙)

| 議案名等 | 議案本文 |
|------------------------------|---|
| (32) 交通関係事業の取扱いについて | 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。 5 桜島町交通事業(フェリー事業)については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。 |
| (33) 女性政策事業の取扱いについて | 女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて | 1 国際交流員招致事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 青少年の海外派遣等事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 3 吉田町の全国吉田町交流については、合併時まで交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。 4 桜島町の友好都市については、合併時まで相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。 |
| (35) 広聴広報関係事業の取扱いについて | 広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (36) 防災・防犯関係事業の取扱いについて | 1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。 2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。 3 防犯灯補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (37) コミュニティ関係事業の取扱いについて | 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、4町の自治公民館を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。 |
| (38) 住民サービス窓口業務の取扱いについて | 1 住民基本台帳事務等の住民サービス窓口業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。 2 ファクシミリ等による証明交付については、現行どおりとする。 |

(別紙)

| | 議 案 名 等 | 議 案 本 文 |
|------|----------------------|---|
| (40) | まちづくり推進組織の取扱いについて | 1市4町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議(仮称)及びかごしままちづくり会議(仮称)を設置することとし、具体的なことについては、合併時までに1市4町の長が別に協議するものとする。 |
| (41) | 電算システム事業の取扱いについて | 電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。 |
| (42) | 使用料及び手数料の取扱いについて | 1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。 2 手数料については、合併時に一元化するものとする。 |
| (43) | 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて | 1 1市4町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。 2 4町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。 |
| (44) | 農林水産業関係事業の取扱いについて | 1 農林水産業関係事業については、合併時に一元化するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。 2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については、現行どおりとする。 |
| (45) | 商工・観光関係事業の取扱いについて | 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。 2 企業誘致の推進(固定資産税の減免)等については、現行どおりとする。 |
| (46) | 学校教育事業の取扱いについて | 学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (47) | 社会教育事業の取扱いについて | 社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 |
| (48) | その他事業の取扱いについて | その他事業については、原則として合併時に鹿児島市の制度に統合するものとし、このほか合併に関し必要な事項については、1市4町の長が協議するものとする。 |

【4町の住所の表示案】

| 自治体名 | 現 行 | 合 併 後 |
|-------|-------------------|--|
| 吉 田 町 | 鹿児島郡吉田町牟礼岡一丁目 番 号 | 鹿児島市 <u>牟礼岡一丁目</u> 番 号 |
| | 鹿児島郡吉田町本城 番地 | <ul style="list-style-type: none"> → 鹿児島市<u>本城</u>町 番地 → 鹿児島市<u>吉田本城</u>町 番地 → 鹿児島市<u>吉田本</u>町 番地 → 鹿児島市<u>いろは</u>町 番地 |
| 桜 島 町 | 鹿児島郡桜島町藤野 番地 | → 鹿児島市 <u>藤野</u> 町 番地 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> → 鹿児島市<u>桜島藤野</u>町 番地 → 鹿児島市<u>桜島東</u>町 番地 → 鹿児島市<u>いろは</u>町 番地 |
| 松 元 町 | 日置郡松元町上谷口 番地 | → 鹿児島市 <u>上谷口</u> 町 番地 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> → 鹿児島市<u>松元上谷口</u>町 番地 → 鹿児島市<u>松元南</u>町 番地 → 鹿児島市<u>いろは</u>町 番地 |
| 郡 山 町 | 日置郡郡山町厚地 番地 | → 鹿児島市 <u>厚地</u> 町 番地 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> → 鹿児島市<u>郡山厚地</u>町 番地 → 鹿児島市<u>郡山北</u>町 番地 → 鹿児島市<u>いろは</u>町 番地 |

合併後の住所の表示について

- 大字を町名とする。
- 大字の前に「吉田」、「桜島」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。
- 新たな町名とする。

第61号議案

鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて

鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

鹿児島地区合併協議会において提案中の議案については、喜入町に係る部分の削除等を行い、新たに別紙のとおりとする。

平成16年1月30日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

| 議 案 名 等 | | 議 案 本 文 |
|---------|--|---|
| (27-2) | 高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業)の取扱いについて | <p>1 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定する。</p> <p>2 見直し後の敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、新市域にも適用するものとする。 新市域へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券(敬老)交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。</p> |
| (28-2) | 障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)の取扱いについて | <p>1 友愛特別乗車証交付事業については、交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定する。</p> <p>2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域にも適用するものとする。 新市域へ適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券(友愛)交付事業は、廃止する。</p> |
| (49) | 市町村建設計画について | 市町村建設計画は、別紙「新市まちづくり計画」のとおりとする。 |